

西新小岩リバーハイツ団地自治会規約

西新小岩リバーハイツ団地自治会の目的

- 1 西新小岩リバーハイツ団地自治会は、会員相互の親睦を図るとともに、会員が協力しあって、安全で、暮らしやすい団地の生活環境を確立することを目的とする。
- 2 西新小岩リバーハイツ団地自治会は、災害の発生に際し、会員が協力しあって、お互いの生命と生活を守ることを目的とする。
- 3 西新小岩リバーハイツ団地自治会は、行政機関等、近隣の自治町会その他の住民自治組織との連携、交流を深め、地域の発展に貢献することを目的とする。
- 4 西新小岩リバーハイツ団地自治会は、政治および宗教に関しては中立の立場を保ち、常に会員の総意を反映して、全体の利益のために活動することを目的とする。

(名称)

第1条 本会の名称は、西新小岩リバーハイツ団地自治会（以下「自治会」という。）とする。

(事務所)

第2条 自治会の事務所は、会長の住所に置く。

(会員)

第3条 自治会の会員は、当団地に居住し、会費を納める世帯に属する者とする。

(会費)

第4条 自治会の会費は、1世帯（1戸）につき、月額300円とする。

- 2 会費は、前期および後期の2回に分けて納付するものとする。月の途中で入会した場合にはその翌月から、月の途中で退会した場合にはその月まで、月割りによって納付するものとする。

(役職)

第5条 自治会には、会員の中から次に掲げる役職を置く。

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名以内 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 相談役 | 若干名 |
| (5) 部長 | 各部にそれぞれ1名 |
| (6) 副部長 | 各部にそれぞれ1名以上 |

(7) ブロック委員 各ブロックにそれぞれ1名

(8) フロアー委員 各フロアーにそれぞれ1名

(9) 会計監査 2名

- 2 会長、副会長および会計は、総会において選任する。
- 3 副会長または会計に欠員が生じた場合において、速やかに総会を開いて後任者を選任することが困難なときは、会長が委員会に諮って後任者を選任することができるものとする。会長は、次の総会でこの後任者の選任について承認を求めるものとする。
- 4 相談役は、会長経験者その他自治会の運営について特に知識経験を有する者の中から、会長が副会長と協議して選任する。
- 5 部長、副部長、ブロック委員および会計監査は、会長が副会長と協議して選任する。
- 6 フロアー委員は、各フロアーの会員が世帯単位で順次持ち回りで務めるものとする。ただし、次の順番の会員に健康上の理由その他特別の事情がある場合には、関係のある会員相互の合意に基づいて、その次の順番以下の世帯の会員が務めることができるものとする。
- 7 会長、副会長および会計の任期は2年、それ以外の役職の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。補欠の役職の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 役職にある者は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役職の任務)

第6条 会長は、自治会を代表し、自治会の業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して自治会の業務を処理するとともに、会長が職務を行うことができない場合には、その職務を代行する。
- 3 会計は、自治会の収入、支出その他会計経理を統括し、処理する。
- 4 相談役は、会長その他の役職の相談に応ずるとともに、自治会の運営について随時意見を述べるができる。
- 5 部長は、部が担当する業務を統括する。
- 6 副部長は、部長を補佐して部が担当する業務を処理するとともに、部長が職務を行うことができない場合には、その職務を代行する。
- 7 自治会に置かれる部およびその担当業務は、次のとおりとする。

総務広報部 総務および広報のほか他の部に属さない業務

青少年部 青少年健全育成対策

防犯交通部 防犯対策および交通安全対策

防災防火部 防災対策および防火対策

文化福祉部 文化教養活動および福祉活動

美化衛生部 クリーン活動およびごみ問題対策

8 ブロック委員は、担当するブロックのフローアー委員と連携して、所属会員に対する情報・資料の伝達・配布、会費のとりまとめ等を行い、フローアー委員は、ブロック委員と連携して、担当するフローアーの会員に対する、情報・資料の伝達・配布、会費の納付依頼・徴収等を行うほか、委員会において会員の意向を反映するように努めるものとする。

9 ブロックおよびフローアーの区分は、別表のとおりとする。

10 会計監査は、自治会の決算について監査を行い、その結果を総会において報告するとともに、必要がある場合には、会計経理の状況について随時監査を行う。

(会議)

第7条 自治会の会議は、総会、役員会、委員会および特別委員会とし、会長が招集する。

(総会)

第8条 総会は、すべての会員で構成し、定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年4月中に招集し、次の議案について審議し、議決するものとする。

(1) 前年度の事業報告および収支決算

(2) 新年度の事業計画および収支予算

(3) 会長、副会長および会計の選任

(4) 規約の改正その他自治会の運営に関する重要事項

3 会長は、必要があると認めた場合には、役員会に諮って、臨時総会を招集することができる。

4 総会の議長は、会長が務める。

5 すべての会員は、総会に出席し、意見を述べるができるが、総会において行使することができる議決権は、1世帯につき1個とする。

6 会員は、総会に出席することができない場合には、総会に出席する他の会員に、書面により議決権の行使を委任することができる。この規定による委任をしない会員は、議長に議決権の行使を白紙委任したものとみなす。

7 総会は、議決権総数の過半数の世帯に属する会員が出席しなければ開会することができない。この場合において、前項の規定による委任（白紙委任を含む。）をした会員は、出席会員とみなす。

8 総会の議事は、出席会員（白紙委任をした会員を除く。）が行使する議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 議長は、書記を指名して会議録を作成し、保存しなければならない。会議録には、議長およ

び出席会員の中から議長が指名した者2名が署名するものとする。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長および会計をもって構成し、会長が議長を務める。

2 役員会は、この規約に定める事項のほか、総会に提出する議案、多額の支出を伴う活動計画その他自治会の運営に関する重要事項について審議し、決議する。

(委員会)

第10条 委員会は、役職にある者全員をもって構成し、副会長または総務広報部長が議事を主宰する。

2 委員会は、各種情報・資料の伝達、重要な事案についての検討協議その他自治会の運営についての意見交換等を行い、その結果を、広く会員に知らせるとともに、役員会における審議、業務の執行等に反映するものとする。

3 委員会には、役職にある者以外の会員も出席し、意見を述べるができるものとする。

4 委員会は、原則として毎月1回定例会を開くものとする。

(特別委員会)

第11条 特別委員会は、大きな行事の開催、臨時的な課題の発生その他特別の事情が生じ、これに対応するための特別の組織が必要であると認められる場合に設けるものとする。

2 特別委員会の設置、構成、担当事項等は、会長が役員会に諮って定める。

(会計)

第12条 自治会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 定期総会において新年度の収支予算が成立するまでの間は、会長が定める暫定的な予算に基づき、新年度の定例的な経費等について収入支出をすることができるものとし、その収入支出は、新年度の予算が成立したときは、正規の予算に基づく収入支出とみなす。

3 新年度の収支予算案は、役員改選には関わりなく、通年度の予算案として作成されるものとする。

(細則)

第13条 規約に定めるもののほか、会議の運営に関する事項、予算の執行に関する事項その他自治会の運営に関し必要な事項については、細則で定めることができる。

2 細則は、会長が委員会に諮って制定するものとする。

(地域組織への参加)

第14条 自治会は、行政機関等と連携して設けられている各種の協会、協議会、委員会等の地域組織に進んで参加するものとし、自治会の役職にある者およびその他の会員は、必要に応じて、会長の推薦等により、これら地域組織の役員、推進員、協力員等になるものとする。

付 則

- 1 この規約は、平成16年4月18日から施行し、平成16年度から適用する。
- 2 平成16年度の役職の改選は、この規約に基づいて行われるものとし、改選された役職の任期は、この規約の施行の日から起算するものとする。
- 3 この規約は、平成24年4月22日から改正施行する。

別表（第6条第9項関係）

ブロックおよびフロアーの区分

棟	ブロック記号	フロアー番号	住 戸 番 号
1号棟	A	2	201～211
		3	301～311
		4	401～411
		5	501～511
	B	6	601～611
		7	701～711
		8	801～811
		9	901～911
	C	2	212～220
		3	312～320
		4	412～420
		5	512～520
		6	612～620
		7	712～720
D		8	812～820
	9	912～920	
	10	1009～1020	
	11	1109～1120	
	12	1212～1220	
	13	1312～1320	
	14	1412～1420	
2号棟	E	2	201～211
		3	301～311
		4	401～411
		5	501～511
		6	601～611
		7	701～711
		F	8
	9		901～911
	10		1004～1011
	11		1104～1111
	12		1204～1211
	13		1304～1311
	14		1404～1411

【参考】

主な改正事項

項 目	現 行 規 定	改 正 規 定
1 役職（フローア 委員を除く。）の選 任方法	原則として全員総会で <u>選挙</u> すること とされている。	会長、副会長、会計は、総会で <u>選任</u> する こととし、その他の役職は、会長が副 会長と協議して <u>選任</u> することとした。
2 役職の任務	規定されていない。	役職ごとに規定した。
3 総会の運営	定期総会の議題についてのみ規定さ れている。	総会の議長、招集、議決事項、議決権の 委任、定足数、過半数議決の原則、会 議録等について規定した。
4 会議	役員会、幹事会、委員会の三つが設け られているが、幹事会は委員会からフ ロア委員除いただけで、性格が分か りにくく、実際上もあまり機能してい ない。 各会議に、一般会員の <u>出席・議決</u> を認 めている。	役員会（決定・執行機関とする。）と 委員会（情報・資料の伝達、重要事案 の検討協議、自治会の運営に関する意 見交換の場とする。）の二つにし、幹 事会は廃止した。 委員会についてのみ、一般会員の <u>出席 ・ 発言</u> を認めることにした。
5 細則の制定	規約以外の形式で定めを作ることに ついての規定はなく、実際にも規約以 外に明文化された細則の類はない。	新たに規定を設け、規約事項以外の 重要事項について、細則でルールを明 確にすることができるようにした。
6 慶弔関係	規約第13条に規定されている。	個別の事業に関することなので、規約 事項から除き、細則で規定することを 予定している。
7 規定の形式	独自の形式になっている。	法令文の形式に準ずることとした。
8 その他		全般に、解釈で意見が異なったりする ことがないように、文章表現等につ いても留意して規定を整備した。